

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育の実施に係る児童の選考等について必要な事項を定めるものとする。

(入所児童の選考基準等)

第2条 石垣市特定教育・保育施設等(以下「保育施設等」という。)における保育に関する条例施行規則(平成10年石垣市規則第2号)の規定による入所の申込みに係る児童の保育の実施の承諾については、保育施設等の定員、年齢別定員(保育施設等ごとに、年齢区分ごとに保育施設等の状況及び申込みの状況を考慮して定める定員をいう。)等の事情により保育を必要とする程度の高いものから、順次行うものとする。

2 入所児童については、別表の石垣市保育施設等入所選考基準に基づき、石垣市保育施設等入所に関する記録及び調査票(様式第1号)を作成し、優先度を点数化することにより判断するものとする。

(入所選考会議)

第3条 保育の実施の承諾に関して必要な選考を行うため、入所選考会議を(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、福祉部長、児童家庭課長、福祉部主幹、子育て支援係長、子ども政策係長、児童福祉係長及び福祉部長が指名する職員をもって組織する。

3 会議の会長に福祉部長をもって充てる。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、児童家庭課長がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集する。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、保育施設等入所に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成24年度の申込みから適用する。

附 則(平成24年告示第170号)

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、平成25年度の申込みから適用する。

附 則(平成26年告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度の申込みから適用する。

附 則(平成27年告示第18号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年度の申込みから適用する。

別表

(平26告示21・全改)

(平27告示18・全改)

石垣市保育施設等保育実施基準表

類型	保護者の状況		指数	保育実施期間		
就 労	居宅外労働 ・外勤 ・自営業 ・農業 ・漁業	1日の就労時間	8時間以上	10	就学前までの、保育を必要とする期間	
			7時間以上8時間未満	9		
			6時間以上7時間未満	8		
			5時間以上6時間未満	7		
			4時間以上5時間未満	6		
			4時間未満	5		
	月の就労時間	20日以上	10			
		16日以上20日未満	9			
		14日以上16日未満	8			
		14日未満	7			
		居宅内労働 ・内勤 ・自営業	1日の就労時間	8時間以上		9
				7時間以上8時間未満		8
	6時間以上7時間未満			7		
	5時間以上6時間未満			6		
	4時間以上5時間未満			5		
	4時間未満			4		
	月の就労時間	20日以上	10			
		16日以上20日未満	9			
14日以上16日未満		8				
14日未満		7				
内職	月64時間以上の就労を常態	13				
	上記未満	10				

出産	出産予定日前3ヶ月、産後6ヶ月(予定日 年 月 日)		17	産後6ヶ月以内
疾病・障がい	疾病	入院1ヶ月以上	20	就学前までの、保育を必要とする期間
		居宅内にて常時病臥	20	
		精神性・感染症疾患により長期安静加療	19	
		一般療養(おおむね1ヶ月以上安静加療)	17	
		その他(比較的軽症であるが定期的通院を要す)	15	
	障がい	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者及び同程度	20	
身体障がい者手帳3級、療育手帳B1所持者及び同程度		18		
身体障がい者手帳4級、療育手帳B2以下所持者		16		
介護・看護	常時介助を必要とする場合(要介護5・4)		20	
	一部介助を必要とする場合(要介護3・2)		18	
	上記以外の程度の者を介助している場合		16	
	施設等の付添		15	
災害	災害(震災、風水害、火災等)の復旧にあたる場合		20	
求職	求職のため日中外出を常態としている場合		4	3ヶ月以内
就学	学校教育法に定める学校に就学、または技術取得のため職業訓練等に通っている場合		就労指数に準じる	就学前までの、保育を必要とする期間
育休	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		20	
	産休・育児休業明けで復職する場合(予定日 年 月 日)		就労指数に準じる	
その他	死亡・行方不明・拘禁等により不在の場合		20	
	前事由に掲げるもの以外で、明らかに保育にあたれないと認められる場合		就労指数に準じる	

* 上記以外に児童福祉の観点から、明らかに保育が必要であると認められる場合には、入所選考会議の判定を受けて入所の承諾を行う。

* 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。休憩時間は就労時間に含む。

* 保護者のそれぞれについて、基準指数及び調整指数を含め、合算して当該世帯の指数とする。

* 基準指数について、該当する異なる類型が複数ある場合は、点数の高い類型を基準点として認定する。

* 保育必要量の認定時間は、月64時間以上を常態とする。

* 選考にあたっては父母の実施基準指数と調整指数との合計指数を基本とし総合的に審査、決定する。

調整指数

調整事項	指数
母子父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+23
生活保護世帯	+5
里親世帯	+3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	+1
障がい児枠での入所希望	+16
地域型保育事業の卒園児または卒園予定児である場合	+1
障がい児(者)がいる場合	+2
保護者が重度の障がい、特に能力的に養育が困難であると認められる場合	+8
多子世帯(就学前児童が3人以上いる世帯)	+2
在園児(4月1日継続児童選考時のみ)	+1
父母のどちらかが単身赴任等により市外在住の場合	+2
就労・開業予定(就労の基準に対して)	-2
同居の祖父母等(20歳以上60歳未満)の勤務証明書等の提出がない場合	-3
診断書において、医師により保育可能であると判断されている場合	-2
保育料未納世帯(納付について相談があり、納付約束を履行している場合は非該当)	-3×滞納月分
虐待やDVのおそれがあること(関係機関等により、特別な支援が必要であると認められる場合)	+40
その他(状況に応じて)	

石垣市保育施設等入所に関する記録及び基準表

児 童 名		父		合 計
生 年 月 日	平成 年 月 日 (歳児)	母		
希望施設名		調整		

類型	保護者の状況	指数	父	母	
就 労	在宅外労働 ・外勤 ・自営業 ・農業 ・漁業	1日の就労時間	8時間以上	10	
			7時間以上8時間未満	9	
			6時間以上7時間未満	8	
			5時間以上6時間未満	7	
			4時間以上5時間未満	6	
		4時間未満	5		
		月の就労日数	20日以上	10	
			16日以上20日未満	9	
			14日以上16日未満	8	
			14日未満	7	
	内職		13		
	居室内労働 ・内勤 ・自営業	1日の就労時間	8時間以上	9	
			7時間以上8時間未満	8	
			6時間以上7時間未満	7	
			5時間以上6時間未満	6	
4時間以上5時間未満			5		
4時間未満		4			
月の就労日数		20日以上	10		
		16日以上20日未満	9		
		14日以上16日未満	8		
		14日未満	7		
	内職	10			
出産	出産予定日前3ヶ月、産後6ヶ月 (予定日 年 月 日)	17			
疾 病 ・ 障 が い	疾病	入院1ヶ月以上	20		
		居室内にて常時病臥	20		
		精神性・感染症疾患により長期安静加療	19		
		一般療養(おおむね1ヶ月以上安静加療)	17		
		その他(比較的軽症であるが定期的通院を要す)	15		
障 が い	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者及び同程度	20			
		身体障がい者手帳3級、療育手帳B1所持者及び同程度	18		
		身体障がい者手帳4級、療育手帳B2以下所持者	16		
介 護 ・ 看 護	常時介助を必要とする場合(要介護5・4)	20			
	一部介助を必要とする場合(要介護3・2)	18			
	上記以外の程度の者を介助している場合	16			
	施設等の付添	15			
災 害	災害(震災、風水害、火災等)の復旧にあたる場合	20			
求 職	求職のため日中外出を常態としている場合	4			
就 学	学校教育法に定める学校に就学、または技術取得のため職業訓練等に通っている場合	就労指数に準じる			
育 休	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	20			
	産休・育児休業明けで復職する場合 (予定日 年 月 日)	就労指数に準じる			
そ の 他	死亡・行方不明・拘禁等により不在の場合	20			
	前事由に掲げるもの以外で、明らかに保育にあたれないと認められる場合	就労指数に準じる			

調整事項	指数	父	母
母子父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+23		
生活保護世帯	+5		
里親世帯	+3		
生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	+1		
障がい児枠での入所希望	+16		
地域型保育事業の卒園児または卒園予定児である場合	+1		
障がい児(者)がいる世帯	+2		
保護者が重度の障がい、特に能力的に養育が困難であると認められる場合	+8		
多子世帯 (就学前児童が3人以上いる世帯)	+2		
在園児(4月1日継続児童選考時のみ)	+1		
父母のどちらかが単身赴任等により市外在住の場合	+2		
就労・開業予定(就労の基準に対して)	-2		
同居の祖父母等(20歳以上60歳未満)の勤務証明書等の提出がない場合	-3		
診断書において、医師により保育可能であると判断されている場合	-2		
保育料未納世帯(納付について相談があり、納付約束を履行している場合は非該当)	-3×滞納月分		
虐待やDVのおそれがあること (関係機関等により、特別な支援が必要であると認められる場合)	+40		
その他(状況に応じて)			

兄弟姉妹の申込状況		
名前	名前	名前
年齢(歳児)	年齢(歳児)	年齢(歳児)
施設名	施設名	施設名
(新規 ・ 在園児)	(新規 ・ 在園児)	(新規 ・ 在園児)

備考